

# 資料編

# 小郡市総合振興計画審議会条例

昭和51年10月8日

条例第21号

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として小郡市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて本市の総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募により選ばれた市民

2 前項第1号の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める諮問に係る事務が終了するまでの期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなくなったとき、又は委員の適格性を欠くにいったときは、当該委員を解任することができる。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は審議会の議長となり、議事を司会する。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (出席の要求)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会の事務を分掌させるため審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

## (庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営政策部経営戦略課において行う。

## (補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 小郡市総合振興計画策定協議会条例(昭和43年小郡町条例第271号)は、廃止する。

附 則(昭和60年7月1日条例第16号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第16号)  
この条例は、平成30年7月1日から施行する。

令和5年2月9日

小郡市長 加地良光様

小郡市総合振興計画審議会  
会長 島田昇二郎

### 第6次小郡市総合振興計画について（答申）

令和2年3月25日付け元小経第165号により諮問を受けた第6次小郡市総合振興計画（基本構想及び基本計画）について、小郡市総合振興計画審議会条例（昭和51年小郡市条例第21号）第2条の規定に基づき、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

#### 記

- 1 将来像の『人がつながり 市民が躍動する温かみのある都市 おごおり～「共感・共働・共創」による共生社会を目指して～』の実現に向けて、市民とともに計画を推進し、着実に実行されるようお願いいたします。
- 2 少子高齢化の進展が想定され、昼間人口の増加に向けた施策をはじめ、市の魅力を高めるまちづくりに積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- 3 新型コロナウイルス感染症等の感染症や豪雨災害等のリスクに強いまちづくりに取り組んでいただくようお願いいたします。
- 4 本審議会の審議過程やパブリックコメントにおいて出された意見の中で、今後の小郡市の行政運営に参考となる意見があれば、取り入れていただくようお願いいたします。

## 小郡市総合振興計画審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属団体・役職名	役職
藤 門 宏	区長会 大原校区代表者 (上谷委員は令和4年7月5日に委嘱) (藤門委員は令和4年11月17日に再委嘱)	
上 谷 繁之		
富 崎 高志	商工会 副会長	
組 坂 眞一	商工会 会長 (令和3年8月18日に委嘱)	
松 本 浩	観光協会 副会長 観光協会 会長	
木 下 周	社団法人みい青年会議所 理事長 (中村委員は令和3年8月18日に委嘱) (田籠委員は令和4年2月3日に委嘱) (津留崎委員は令和5年2月9日に委嘱)	
中 村 竜博		
田 籠 茂記		
津留崎 大樹		
島 田 昇二郎	小郡三井医師会 会長	会 長
吉 塚 邦之	社会福祉協議会 会長 (森委員は令和3年8月18日に委嘱)	
森 勝 則		
近 藤 忠義	民生委員・児童委員協議会 会長	副会長
廣 瀬 崇	小郡市保育協会 (味坂保育園 園長)	
吉 岡 智美	小中学校校長会 (小学校 校長)	
内 田 淑子	小中学校校長会 (小学校 校長) (令和3年8月18日に委嘱)	
釘 本 和子	おごおり女性協議会 会長	
執 行 悟	久留米広域消防本部三井消防署 署長 (轟委員は令和4年7月5日に委嘱)	
轟 仁		
有 村 千裕	有村文章塾 代表	
松 下 愛	久留米大学 地域連携センター 学長特命講師	
近 藤 一代	公募委員	
吉 田 喜三郎	公募委員	

## 第6次小郡市総合振興計画策定の経過

期日	項目	内容
平成31年 4月 1日	計画策定本部会議（第1回）	・策定基本方針（案）決定 ・策定委員会設置要綱（案）決定
令和元年 7月 8日～ 7月31日	市民アンケート調査①実施	・16歳以上の市民2,000名を対象に実施
11月 7日～ 11月15日	各課ヒアリング	・第6次計画の施策内容についてヒアリングを実施
11月25日	計画策定本部会議（第2回）	・市民アンケート調査①結果報告
令和2年 1月27日	計画策定本部会議（第3回）	・第5次計画の検証
3月25日	総合振興計画審議会（第1回）	・審議会へ諮問 ・第5次計画の検証 ・市民アンケート調査①結果報告
8月17日	計画策定本部会議（第4回）	・第6次計画の策定期限延期
11月17日	総合振興計画審議会（第2回）	・第6次計画の策定期限延期報告 ・新型コロナウイルス感染症の影響に関する意見交換
令和3年 4月28日～ 5月24日	市民アンケート調査②実施	・16歳以上の市民2,000名を対象に実施
6月24日	計画策定本部会議（第5回）	・第5次計画の検証報告
6月27日	サービス検証ワークショップ （Web会議）	・分野別の4グループに分かれ、各分野の評価と今後の方向性について意見交換（17名参加）
8月 2日	計画策定本部会議（第6回）	・市民アンケート調査②結果報告 ・サービス検証ワークショップ報告
8月 3日～ 8月12日	各課ヒアリング	・第6次計画の施策内容についてヒアリングを実施
8月17日～ 9月10日	総合振興計画審議会（第3回） （書面開催）	・第5次計画の検証 ・市民アンケート調査②結果報告 ・サービス検証ワークショップ報告
9月27日	計画策定本部会議（第7回）	・基本構想・前期基本計画骨子（案）検討
11月 1日	計画策定本部会議（第8回）	・基本構想・前期基本計画骨子（案）検討
11月29日	総合振興計画審議会（第4回）	・基本構想・前期基本計画骨子（案）審議

期日	項目	内容
12月6日	計画策定本部会議（第9回）	・前期基本計画骨子（案）検討
令和4年 12月20日～ 1月11日	パブリックコメント実施	・基本構想・前期基本計画骨子（案）について意見募集
1月24日	計画策定本部会議（第10回）	・パブリックコメント結果 ・基本構想・前期基本計画骨子（案）決定
2月3日～ 2月8日	総合振興計画審議会（第5回） （書面開催）	・パブリックコメント結果 ・基本構想・前期基本計画骨子（案）決定 ・基本構想・前期基本計画骨子（案）答申
3月22日	3月定例市議会	・基本構想・前期基本計画骨子について可決
4月27日	計画策定本部会議（第11回）	・前期基本計画（案）検討
6月7日	計画策定本部会議（第12回）	・前期基本計画（案）検討
7月5日	総合振興計画審議会（第6回）	・前期基本計画（案）審議
9月26日	計画策定本部会議（第13回）	・前期基本計画（案）検討
10月31日	計画策定本部会議（第14回）	・前期基本計画（案）検討
11月17日	総合振興計画審議会（第7回）	・前期基本計画（案）審議
令和5年 12月16日～ 1月6日	パブリックコメント実施	・前期基本計画（案）について意見募集
1月31日	計画策定本部会議（第15回）	・パブリックコメント結果 ・前期基本計画（案）決定
2月9日	総合振興計画審議会（第8回）	・パブリックコメント結果 ・前期基本計画（案）決定
2月9日	総合振興計画審議会答申	・審議会から市長へ答申
3月20日	3月定例市議会	・前期基本計画について可決





**福岡県小都市**

## **第6次小都市総合振興計画**

---

**発行：令和5(2023)年3月**

**編集：小都市 経営政策部 経営戦略課**

**〒838-0198 福岡県小都市小郡255番地1**

**tel.0942-72-2111(代表)**

**fax.0942-73-4466**